

利用料金

(1) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

(2) 名張市は 7 級地のため 1 単位 10.21 円となります。

● 訪問介護 **基準型**(高齢者虐待防止措置実施の有無)

※特定事業所加算Ⅱ算定のため、基本単位の 10%増の単位数で記載

サービス提供内容		単位数
身体	20 分未満の身体介護	179 単位/回
	20 分以上 30 分未満の身体介護	268 単位/回
	30 分以上 1 時間未満の身体介護	426 単位/回
	1 時間以上 1 時間 30 分未満の身体介護	624 単位/回
	以後 30 分超過につき	90 単位/回
生活	20 分以上 45 分未満の生活援助	197 単位/回
	45 分以上	242 単位/回
生活 援助 加算	20 分から起算して 25 分ごとに加算、70 分以上を限度	72 単位/25 分 (20 分から起算)

●加算等

初回加算	200/月
同一建物に居住する利用者の減算	月合計の単位数×(-10%)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	月合計の単位数×24.5%

○ 上記の利用料は、8 時から 18 時までの利用です。

・早朝（6 時から 8 時まで）と夜間（18 時から 22 時まで）は、上記の料金に 25%の割増料金が加算されます。

・深夜（22 時から 6 時まで）は上記の料金に 50%の割増料金が加算されます。

○ 以下のように 2 人の訪問介護員が共同でサービスを提供する場合には、上記の利用料が 2 倍になります。

- ・体重の重い方に入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為が見られる方にサービスを提供する場合など

○ 初回加算

※算定条件(第 1 号訪問事業も同様)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護が同月内にサービス提供責任者自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員などが訪問介護を行う際に同行訪問した場合にひと月について算定します。

○ 特定事業所加算Ⅱ

※算定条件

厚生労働大臣の定める基準の体制要件・人材要件に適合している場合算定します

● 第1号訪問事業 基準型(高齢者虐待防止措置実施の有無)

事業対象者・要支援1・要支援2

1単位：10.21円

サービス内容略称	サービス内容	単位数
訪問型独自サービス21	標準的な内容の指定相当 訪問型サービス	287単位/回
訪問型独自サービス22	生活援助が中心 (20分以上45分未満)	179単位/回
訪問型独自サービス23	生活援助が中心 (45分以上)	220単位/回
訪問型独自短時間サービス	短時間の 身体介護が中心	163単位/回
初回加算	初回のみ算定	200単位/月
同一建物に居住する利用者の減算	同一建物の利用者 20人以上に提供する場合	月合計の単位数×(-10%)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		月合計の単位数×24.5%

● 交通費

通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります(別途見積いたします)。なお、自動車を使用した場合は、事業所から5km未満100円、10km未満250円、以後10km増すごとに50円(往復)

- (3) 介護保険料以外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)は、全額自己負担となります。

＜介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります＞。

- (4) 自己負担金は、毎月10日までに前月分の請求をいたします。お支払いは原則金融機関での自動引き落としとさせていただきます。

(毎月26日、当日が休日の場合翌営業日)

- (5) 領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

- (6) まだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合は、いったん利用者が利用料金額(10割)を支払いますが、認定を受けた後及び居宅サービス計画が作成された後に自己負担(1割又は2割又は3割)を除く金額(9割又は8割又は7割)を介護保険から受け取ることができます。(「償還払い」)
「償還払い」となる場合、保険給付の申請を行うため必要となる「サービス提供証明書」を交付します。